

## 弁護士懲戒制度の運用状況

2002年5月14日  
日本弁護士連合会

### 第1 弁護士会の懲戒制度

#### 1 綱紀委員会

構成 弁護士委員（7～80人、法70条3項）と外部参与員（3～6人）  
調査内容 懲戒事由の有無（法58条2項）  
調査請求 1999年 719件  
            2000年 1030件  
            2001年 884件  
調査期間 2001年平均249日  
議決 懲戒手続に付すること（懲戒すること）の相当性（法58条3項）

#### 2 懲戒委員会

構成 弁護士委員（4～8人）と外部委員（裁判官1～2人、検察官1～2人、  
            学識経験者1～3人）及び予備委員若干人（法69条・52条3項、  
            66条4項）  
審査内容 懲戒事由の有無と懲戒処分の内容（法65条2項、56条2項、57条）  
審査請求 1999年 91件  
            2000年 86件  
            2001年 93件  
審査期間 2001年平均303日（綱紀平均282日、合計平均596日）  
懲戒種類 戒告、業務停止（2年以内）、退会命令、除名（法57条）  
懲戒処分の効力発生時期 告知時説  
（行政処分＝処分告知によって直ちに効力が生じる）  
業務停止の執行 「被懲戒弁護士の業務停止期間中における業務規制等について弁護士  
            会及び日本弁護士連合会のとるべき措置に関する基準」（別紙）  
懲戒処分の公告 会則97条の3  
懲戒処分の公表 会則97条の4、「懲戒処分等の公表に関する運用基準」（別紙）  
            懲戒委員会請求時における公表（14年2月28日総会決議）

## 第2 日本弁護士連合会の懲戒制度

### 1 綱紀委員会

会則上の機関（会則76条）

構成 弁護士委員と外部委員（弁護士27人と裁判官・検察官・学識経験者各1）

目的 会員の綱紀保持肅正

日弁連みずから懲戒（法60条）する場合の調査（会則77条）

### 2 懲戒委員会

構成 弁護士委員8名と外部委員（裁判官2名、検察官2名、学識経験者3名）  
及び予備委員若干人（法69条・52条3項、66条4項）

審査内容 懲戒事由の有無と懲戒処分の内容（法65条2項、56条2項、57条）

法59条の審査請求についての審査

法60条の日弁連独自懲戒

法61条の懲戒請求人の異議申出についての審査

効力停止申立の却下及び効力停止決定の取消についての意見申述（懲戒手  
続規程39条）

申立・議決 1999年 審査請求13件、異議申出252件、却下・棄却等236件

2000年 審査請求15件、異議申出305件、却下・棄却等261件

2001年 審査請求15件、異議申出531件、却下・棄却等500件

議決内容 自判、差戻等

# 被懲戒弁護士の業務停止期間中における業務規制等について弁護士会及び日本弁護士連合会のとるべき措置に関する基準

(平成四年一月十七日  
理 法 会 通 達)

法 律 事 務 所 法 第 百 一 十 七 条

## (目的)

第一 本基準は、弁護士会及び日本弁護士連合会（以下あわせて「弁護士会等」という。）から弁護士法（以下「法」という。）第五十七条第二号に定める懲戒の処分（以下「処分」という。）を受けた弁護士（以下「被懲戒弁護士」という。）の業務の停止期間中における業務規制等について、弁護士会等のとるべき措置を定め、もつて、国民の弁護士及び弁護士会等に対する信頼並びに懲戒制度の实效性を確保すると共に処分の適正・公平な適用を図ることを目的とする。

## (業務規制等の範囲・表示)

第二 弁護士会等は、処分の告知にあたり、被懲戒弁護士に対し以下の各号に定める事項及び弁護士会別に定め

被懲戒弁護士は、受任している法律事件に関し、裁判所等から書類の送達及び送付があった場合、これを受領しなくてはならない。誤つて受領した場合は、返還する等直ちに適切な措置をとらなければならない。

## (保釈保証金の返付等)

四 被懲戒弁護士は、保釈保証金の返付、保全保証金及び委託金の返付、取戻並びに和解金等の滞りを受領としてはならない。但し、民法第六五四条に該当する場合は、この限りではない。

## (依頼者等への引継ぎ)

五 被懲戒弁護士は、第一号及び第二号の場合、依頼者及び当該事件を新たに取り扱う弁護士に対し、誠実に法律事務の引継ぎをしなければならない。

## (後代理人の選任等)

六 被懲戒弁護士は、新たに後代理人を選任し又は他の弁護士を推薦する等してはならない。

## (後代理人等の監督)

七 被懲戒弁護士は、処分を受ける前に選任した後代理人又は推薦する等した弁護士（以下「補助弁護士」という。）に対し指示、監督をしてはならない。

## (事務所管理行為等)

〔被懲戒弁護士の業務停止期間中における業務規制等について弁護士会及び日本弁護士連合会とのすべき措置に関する基準〕

る規制措置について説明し、その遵守を指示しなければならない。

## (事件等の取扱)

一 被懲戒弁護士は、受任している法律事件（裁判所、検察庁及び行政庁に係属前のものを含む。）について、直ちに、依頼者との委任契約を解除しなければならない。この場合、被懲戒弁護士は、委任契約を解除した法律事件について、解除後直ちにその係属する裁判所、検察庁及び行政庁（以下「裁判所等」という。）に対し控訴の手続きをしなければならない。但し、業務の停止期間が二か月以内であつて依頼者が委任契約の復讐を求める場合は、この限りでない。この場合、被懲戒弁護士は、委任契約の継続部部長直ちに、その係属する裁判所等に対し業務の停止処分を受けたこと及びその内容を通知しなければならない。

## (顧問契約の取扱)

二 被懲戒弁護士は、直ちに、依頼者との顧問契約を解除しなければならない。

## (期日変更申請等)

三 被懲戒弁護士は、期日の延期・変更申請をすることができない。

八 被懲戒弁護士は、法律事務所として使用していた事務所（以下「事務所」という。）の管理行為、賃貸借契約の継続並びに補助弁護士及び依頼者とのその他契約等の継続をすることができる。

## (事務所の転用等)

九 被懲戒弁護士は、事務所を使用してはならない。但し、受任している法律事件の引継その他本基準によつて業務の停止期間中と認められている事務等のため必要があるときは、弁護士会等の承認を得てその使用をすることができる。

補助弁護士は、被懲戒弁護士の事務所を自己の法律事務所として使用することができる。

被懲戒弁護士の事務所が自宅を兼ねている場合は、私生活その他弁護士業務以外の目的でのみ使用することができる。

従業員は、事務所の管理、清掃、郵便物の整理その他弁護士業務以外の目的のため事務所を使用することができる。

## (法律事務所の表示の除去)

十 被懲戒弁護士は、直ちに、弁護士及び法律事務所であることを表示する表札、看板等の一切の表示を除去

〔被懲戒弁護士の業務停止期間中に於ける業務規制が、このて弁護士会及び日本弁護士連合会のとらべき措置に関する趣旨〕

(懲戒としての懲戒を失わせる措置(一)をいふ)し  
なければならぬ。但し、被懲戒弁護士が業務の停止  
処分中であること及びその理由を、弁護士会等の指示  
する方法で察知することにより、除去にかゝることが  
できる。

(弁護士の署名等のある名刺等の使用)

十一 被懲戒弁護士は、弁護士の署名、法律事務所名を  
表示した名刺、事務用筆記及び封筒を自ら使用し又は他  
に使用させてはならない。

(弁護士記章及び身分証明書等の返還)

十二 被懲戒弁護士は、弁護士記章規則(日本弁護士連  
合会規則第二十五号)第五条第三項及び弁護士等の身  
分証明書の発行に関する規則(日本弁護士連合会規則  
第六十号)第十三条第一項第二号により、直ちに、弁  
護士記章及び身分証明書を日本弁護士連合会に返還し  
なければならぬ。

(業務活動)

十三 被懲戒弁護士は、弁護士会等及び法律四十四条の  
弁護士会連合会の会務に関する活動をする事ができ  
ない。

(不職等の併置)

十四 被懲戒弁護士は、弁護士会等の推薦により官公  
庁の委員等に就任している場合は、直ちに当該官公  
庁に対し辞任の手続をとらなければならない。  
・ 弁護士であることに基づき選任された入植推進委員、  
選挙管理委員、労働委員会委員、副都委員、制定委員、  
振興、更生管財人等についても同様とする。

(弁護士、税理士の業務)

十五 被懲戒弁護士は、弁護士の資格を有することに基  
づき弁護士、税理士の登録をしている場合であっても、  
弁護士及び税理士の業務を行うことができない。

(脱退、懲戒)

第三 弁護士会等は、被懲戒弁護士が本業等及び弁護士会  
等の定める規程指図を遵守するよう指導、監督しなけれ  
ばならない。

(弁護士会の定める規則)

第四 弁護士会は、必要ある場合は、被懲戒弁護士に対す  
る業務の停止期間中における業務の規制及び弁護士会  
のとらべき措置について、本業等に準じ別に定めることが  
できる。

(施行期日・経過規定)

第五 この基準は、平成四年四月一日から施行する。

本基準の施行前に処分が告知された被懲戒弁護士につ  
いては、昭和五十二年四月十九日弁護士法第六十号通知に  
よるものとする。

附 則

第二、十二の改正規定は、平成九年四月十八日から施行  
する。

(注) 本基準は、別冊会において繕書等で承認されたもので  
あるが、掲載の都合、縦書きに西字とともに、横書き  
字を併記する。と付した。

# 懲戒処分等の公表に関する運用基準

(平成三年三月二十八日)  
理 事 会 議 決

## (目的)

第一条 この運用基準は、日本弁護士連合会(以下「本会」という。)の会則第九十七条の四、外岡特別会員基本規程第五十九条の二及び特別会日規程第二十一条に基づき懲戒に関する処分又は裁判の公表について、その適正かつ公平な適用を確保することを目的とする。

## (懲戒に関する処分等)

第二条 前条の会則、規程及び規則における「懲戒に関する処分」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 弁護士会が、その綱紀委員会又は懲戒委員会の議決に基づいて行うすべての処分。但し、綱紀委員会の懲戒を相当とする議決に基づく処分を除く。
- 二 本会が、その綱紀委員会又は懲戒委員会の議決に基づいて行うすべての処分。但し、綱紀委員会の懲戒を相当とする議決に基づく処分を除く。
- 三 本会が、その外国法事務弁護士綱紀委員会又は外国法事務弁護士懲戒委員会の議決に基づいて行うすべて

異議の申出により、原処分が変更されなかつた場合には、原則として公表しない。

- 一 弁護士会の懲戒に関する処分に対する審査請求により、原処分を取消し又は変更した場合には、前項第三号に準じて公表の可否を決する。
  - 二 弁護士会の懲戒に関する処分に対する異議の中出により、原処分を取消し又は変更した場合には、変更された後の懲戒に関する処分の内容に従い、前項第一号又は第二号に準じて公表の可否を決する。
  - 三 弁護士会が相当の期限内に懲戒の手続を終えないとき異議の申出に対する処分は、原則として公表しない。
  - 四 弁護士法第六十条に基づき懲戒に関する処分は、その内容に従い、前項各号に準じて公表の可否を決する。
  - 五 外国法事務弁護士に対する懲戒に関する処分は、その内容に従い、前項各号に準じて公表の可否を決する。
- 3 懲戒に関する裁判の公表を相当とするか否かは、次の基準により判断する。
- 一 裁決又は処分取消の訴が却下又は棄却された場合には、原則として公表しない。
  - 二 裁決又は処分取消の訴が認許された場合には、原則

の処分。但し、外国法事務弁護士綱紀委員会の懲戒を相当とする議決に基づく処分を除く。

- 2 前条の会則、規程及び規則における「懲戒に関する裁判」とは、裁決又は本会の処分取消の訴に関する判決をいう。

## (相当性の基準)

第三条 弁護士会の懲戒に関する処分の公表を相当とするか否かは、その弁護士会の意見を聴いたうえ、次の基準により判断する。

- 一 業務停止、退会命令及び除名の懲戒処分は、原則として公表する。
  - 二 警告の懲戒処分は、公衆が弁護士(特別弁護士資格者及び外国法事務弁護士を含む。以下同じ。)及び弁護士会に対する国民の信頼を確保するために特に必要である場合に公表する。
  - 三 懲戒しない旨の処分については、当該弁護士が同意し、かつ、公衆が弁護士及び弁護士会に対する国民の信頼を確保するために必要である場合に公表する。
- 2 本会の懲戒に関する処分の公表を相当とするか否かは、次の基準により判断する。
- 一 弁護士会の懲戒に関する処分に対する審査請求又は

として公表する。

- 4 本会は、弁護士会の懲戒に基する処分について、弁護士会が既に公表しているときは、重ねて公表すべき必要のある場合に限り、公表する。

## (公表の範囲)

第四条 懲戒に関する処分又は裁判について公表できる範囲は、主文及び理由の要旨その他次の事項とする。

- 一 処分又は裁判を受けた弁護士の氏名その他弁護士名簿(弁護士名簿及び外国法事務弁護士名簿を含む)に記載されている事項及び経歴
- 二 懲戒に関する処分又は裁判の告類又は旨趣に若しくは差違があつた日
- 三 不服自立すの有無及び理由の要旨
- 四 懲戒処分の効力停止の申立ての有無及びその結果

## (公表の主体)

第五条 公表は、本会の会長が行う。

## (公表の時期)

第六条 公表は、懲戒に関する処分又は裁判の告類又は旨趣に若しくは差違があつた後、速やかに行う。

## (公表の方法)

第七条 公表は、本会の会長が指定した日時及び場所にお

ので、文書又は口頭で行う。

附 則

この運用基準は、平成三年十月一日から施行する。

## シンポジウム 弁護士のあり方を地域から考える

# あなたを呼ぶ声が 聞こえますか。

日弁連では、下記のとおり、修習生や弁護士を対象としたシンポジウムを開催します。パネルディスカッションでは、日弁連が地方の弁護士会と共同で開設している公設事務所の弁護士等を招き、弁護士が少ない地域で弁護士業務を行う意義を考えるとともに、若いうちに地方で弁護士経験を積みたいという若手弁護士を支援する日弁連の「若手弁護士支援プログラム」の実践例を具体的にご紹介し、修習生や弁護士の皆さんとの率直な意見交換を行う予定です。

また、地方の弁護士会を紹介するブースも設けますので、チャット覗いてみるということでも結構です。お気軽にお越しください。

**日時** 平成14年5月18日(土) 午後1時～4時

**場所** 弁護士会館2階「クレオ」(地下鉄丸の内線護国寺・B1-b出口直結)

### 第1部 ビデオ上映

紋別ひまわり基金法律事務所の松本三加弁護士に関するドキュメンタリー番組を上映します。

### 第2部 パネルディスカッション

パネリスト

- 國弘正樹弁護士(島根県)……石見ひまわり基金法律事務所
- 松本三加弁護士(旭川)……紋別ひまわり基金法律事務所
- 神木篤弁護士(岩手)……遠野ひまわり基金法律事務所
- 安井光政弁護士(第二東京)……桜丘法律事務所の所長。日弁連の弁護士退職対策に協力する「協力を務め」の実践者
- 若林誠一(ジャーナリスト)……NHKの解説委員

この他に、公設事務所の開設を待ち望む自治体の関係者や55期修習生が参加します。

### 第3部 地方弁護士会の紹介、公設事務所 弁護士との懇談(懇親会)

各弁護士会毎に、ブースを設けて、膝をつき合わせながら話ができるようにします。弁護士会によっては、地元の名産品等を用意して修習生を迎える企画も立てています。また、パネリスト以外の公設事務所弁護士も参加します。

※参加される方へ 参加費は無料です。  
5月10日迄までに、日弁連事務局宛にフ  
ァックス又はメールでお申し込み下  
さい。その際、どの弁護士会に関心がある  
か、いくつでも結構ですのでお書き下  
さい。第3部では懇親会を兼ねております  
ので、是非、ご参加下さい。  
(弁護士は会費5,000円、修習生は無料)



